

特定健康診査・後期高齢者健康診査について

1. 杉並区の特定健康診査・後期高齢者健康診査(以下「特定健診等」という。)について

(1) 令和5年度特定健診等の概要

① 対象者

特定健康診査・・・杉並区の国民健康保険に加入している40歳以上の区民の方
後期高齢者健康診査・・・杉並区の後期高齢者医療制度に加入している区民の方
※ ただし、(2)の除外施設に入所している方は除く

② 受診期間(予定)

令和5年6月1日～令和6年2月15日(受診券は5月末発送)

(2) 特定健診等の対象施設と除外施設

対象施設(受診できる)	除外施設(受診できない)
グループホーム、 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護施設、 サービス付き高齢者向け住宅(介護無かつ賃貸借契約)	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、 介護老人保健施設、有料老人ホーム、 軽費老人ホーム、ケアハウス(軽費老人ホーム)、 サービス付き高齢者向け住宅(介護付または賃貸借契約でない)

※ 特定健診等の対象とならない除外施設入所者等については、それぞれの施設基準等において、健康診断の実施等入所者に対する健康保持の維持に関する規定が設けられており、施設入所者に対する健康管理が図られているなどから、国の通知により対象外とされています。

2. 受診券・案内の送付停止と再開について

令和2年度までは、被保険者のうち、区内にお住まいの方全員に受診券と案内を送付していましたが、令和3年度からは(2)の除外施設に住民登録をされている方への発送はしておりません。

しかし、住民票を異動せず元の住所地のままにされている方、対象者抽出の基準日時点で一般住宅にお住まいの方などには受診券が発送されますが、入所中は健康診査の受診対象外であることをご理解ください。

また、施設から一般家庭等に戻られた方については、申し出により年度の途中でも受診券を発送することができますので、その際はご連絡ください。

3. がん検診について

特定健診等の対象とならない方でも、がん検診はお申込みにより受診することができます。(有料)

また、杉並区では結核予防のための胸部エックス線検査は令和2年度より廃止され、肺がん検診に結核や肺疾患、循環器疾患などの判定を含めて実施しているため、65歳以上の方の肺がん検診は無料で受診することができます。

がん検診は年齢や過去の受診の有無によって、受けられる検診が異なります。がん検診については、杉並保健所健康推進課健診係(Tel03-3391-1015)にお問い合わせください。

【問合せ・連絡先】杉並区保健福祉部国保年金課 Tel03-3312-2111(代表)

特定健康診査について……………医療費適正化担当(内線1276・1277)

後期高齢者健康診査について……高齢者医療係(内線1269・1283)